

## 高等学校等就学支援金制度について

高等学校等就学支援金は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒がその授業料に充てるために支給されるものです。

就学支援金は、法律により学校に振り込まれ、各学校において生徒が支払う授業料の一部に充てることが義務づけられています。

※高等学校等の在学期間が通算して3年（36月）を超えている場合などは、就学支援金は支給されません。

※就学支援金を受給するためには、生徒本人からの申請書の提出が必要となります。

家庭の所得状況によっては、就学支援金が加算されますので、本校に収めていただく実質的な授業料の支払額は以下のとおりです。

	支援金支給額（月額）		保護者等の市町村民税所得割額
①	24,750円	←	0円（非課税）
②	19,800円	←	～51,300円 未満
③	14,850円	←	～154,500円 未満
④	9,900円	←	～304,200円 未満
⑤	0円	←	～304,200円 以上



	授業料（月額）		支援金支給額（月額）		支払額（月額）
①	37,000円	-	24,750円	=	12,250円
②	37,000円	-	19,800円	=	17,200円
③	37,000円	-	14,850円	=	22,150円
④	37,000円	-	9,900円	=	27,100円
⑤	37,000円	-	0円	=	37,000円